

山口県土木建築部「週休2日工事」に関するQ&A

令和4年3月

Q1. 休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A1:

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

Q2 工程上、土・日曜日に作業が必要な場合はどのようにすればよいか。

A2:

土・日曜日に現場閉所を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、事前に振替休日(原則、同一週)とその理由について監督職員に協議してください。(同一週ではない振替休日については監督職員の承諾があれば可能)

Q3. 受注者希望型において、当初から週休2日(4週8休以上)ではなく、4週6休以上の休日を前提に、週休2日の実施を希望してもよいか。

A3:

週休2日(4週8休以上)の確保を基本としますが、受注者希望型においては、当初から4週6休以上の休日確保を目指すことも可能です。

Q4. 降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A4:

降雨、降雪等による予定外の現場閉所(一日を通しての閉所)についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ(半日=0.5日)というカウントはできません。

Q5. 現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

A5:

災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Q6. 工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A6:

現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能(現場閉所)となった期間も同様に対象期間外です。

Q7. 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A7:

年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、8月13日から8月15日までの3日間とします。

Q8. 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A8:

24時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q9. 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A9:

受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q10. 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A10:

現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q11. 現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A11:

現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所とみなせません。

Q12. 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A12:

次式により算出するものとします。

現場閉所率^{*}＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100(%)

※ 小数第2位切り捨て

Q13. (受注者の責めに帰すことができない事由により) 工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A13:

工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良^注等、受注者の責めに帰すことができない事由(※)に限るものとします。

(※) 山口県建設工事請負契約書(約款)第21条

注: ここでいう天候の不良とは、例年に比べて雨天が多いと判断できる場合をいう。

Q14. 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A14:

大型連休(土・日曜日を除く)は「祝日」にあたるので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q15. やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいか。

A15:

質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間となるよう、別の日に振り替える必要がありますので、事前に振替日とその理由について監督職員と協議してください。

発注者の了解があった場合は、「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q16. 週休2日工事の対象外である特に緊急を要する工事等で週休2日を確保した場合、工事成績評定での評価対象になるか。また、経費の補正の対象となるか。

A16:

休日を確保したことについては、工事成績評定の評価対象になります。ただし、緊急を要する工事等、週休2日工事の対象外の工事については経費補正の対象となりません。

Q17. 対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A17:

「受注者希望型」については、週休2日を実施しなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

「発注者指定型」については、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、工事成績評定において、「法令遵守等」-「その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。

Q18. 受注者希望型において、当初、週休2日(4週8休以上)を実施するとしていたが、実施困難なため、途中で4週6休に変更することはできるのか。また、ペナルティはあるか。

A18:

途中での変更は可能ですが、事前に監督職員に変更後の計画工程表を提出するようにしてください。この場合の経費の補正については、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、精算時に補正係数を乗じるものとしています。なお、変更に伴うペナルティはありません。

Q19. 現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A19:

現場作業着手日…現場での準備作業(現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等)に着手した日

現場作業完了日…現場の後片付け作業(資機材の搬出、清掃等)が完了した日

※ ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残

りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合については、計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとする。

Q20. 現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A20:

工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は受発注者協議によってください。

【週休2日交替制モデル工事に関する事項】

Q21. 交替制モデル工事で、交替要員を充てずに週休2日を取得した場合は休日としてカウントしてよいか。

A21:

交替要員の有無にかかわらず、休日としてカウント可能です。

Q22. 技術者及び技能労働者が休日に他の工事現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいか。

A22:

現場に従事する技術者及び技能労働者が、対象期間において当該現場で取得した休日としているため、休日としてカウントすることは可能ですが、「週休2日交替制モデル工事」の趣旨を踏まえて、技術者及び技能労働者の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q23. 「非常勤(臨時)に従事する者」とは、どういった者のことか。

A23:

一時的かつ臨時的に当該現場に従事する技術者及び技能労働者のことです

Q24. 測量作業等を施工体制台帳に記載した場合は、補正の対象となるのか。

A24:

測量業者は補正対象とはなりません。

(参考) 公共工事設計労務単価に該当する職種が対象となります。

Q25. 休日率の算出方法、休日日数の確認方法を示してほしい。

A25:

現場作業完了時に休日確保状況を確認後、対象者毎に休日日数の割合(当該工事における確認対象期間中の休日日数/工期日数)を計算し、全対象者の平均値を算出してください。なお、下請の工期日数については、施工体制台帳上の工期から設定することになります。

休日日数の確認方法は、施工計画書に記載された方法によります。作業日報等の既存の記録資料によることが望ましいと考えています。

～平均休日日数の割合（休日率）の算出例～

業者名		氏名	工期日数 (a)	休日予定日数	休日日数 (b)	休日日数の割合 (b)/(a)×100	休日率 ア～オの平均	
元請	A建設	〇〇〇〇	300	85	80	26.7%	28.3%	
		〇〇〇〇	300	85	80	26.7%		
		〇〇〇〇	300	85	70	23.3%		
一次下請	B工業	〇〇〇〇	200	58	29	25.0%		エ
二次下請	C組	〇〇〇〇	100	29	40	40.0%		オ

現場作業着手前（⇒工期と休日予定を確認）

現場作業完了時（⇒休日確保状況を確認）

Q26. 補正の対象工種、確認対象期間の考え方を示してほしい。

A26:

補正対象の労務費は、全体工期における全工種の労務費とします。（確認対象期間外の労務費を含む。）

なお、全体工期と確認対象期間が一致しない場合、労務費の補正係数として、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じることとします。【例】参照

【例】

全体工期日数360日のうち、210日を確認対象期間とし、その中で4週8休以上を達成した場合

⇒労務費の補正係数は $1.00 + 0.05 \times 210/360 = 1.03$ で設定

※補正係数は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。



イメージ図は国土交通省資料より抜粋、一部加筆

Q27. 道路巡回パトロール(巡回工)は休日率の計算に含めるのか。

A27:

休日率の計算に含みません。また、休日確保の確認対象にもなりません。

Q28. 「交替制モデル工事」で、現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、工事現場に現場代理人が不在となるがよいのか。

A28:

現場代理人については、「発注者は…現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」(工事請負契約書)としており、必ずしも現場常駐しなければならないものではありません。

個々の工事における「交替制モデル工事」への取組の可否については、受発注者間で事前に確認してください。

Q29. 「週休2日工事」として発注されていない工事(入札公告等に対象工事であることが明示されていない工事)を受注した場合において、週休2日の確保に取り組んでいいのか。また、週休2日を達成できた場合は、(1)経費の補正対象となるか、(2)工事成績評定において評価してもらえるか。

A29:

「週休2日工事」として発注されていない工事についても、発注者と協議し、承諾を得たうえで、週休2日に取り組むことは可能です。ただし、週休2日の確保を理由とした工期延伸は認められませんのでご注意ください。

なお、週休2日を達成できた場合の取扱いは、以下のとおりです。

(1)経費：補正対象とならない (2)工事成績評定：達成状況に応じて評価する

Q30. 週休2日工事で週休2日の確保に取り組んでいたが、受注者の責により工期延長が必要となった。この場合、引き続き週休2日に取り組んでいいか。また、週休2日を達成できた場合、(1)経費の補正対象となるか、(2)工事成績評定において評価してもらえるか。

A30:

受注者の責により週休2日工事(受注者希望型)の工期が延伸となった場合、原則、週休2日工事の対象外として、以下のとおり取り扱います。

(1)経費：補正対象とならない (2)工事成績評定：評価しない

なお、上記にかかわらず、会社として週休2日の確保に取り組むことは可能です。

Q31. 週休2日工事現場閉所(4週8休以上)に取り組んでいたところ、工事の終盤になって降雨、降雪等による作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるか。

A31:

天候等による不稼働日は、雨休率により工期に含まれているため、原則、工期延長は認められません。(ただし、工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】に記載の「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等」の事象が発生した場合を除く。)

Q32. 1カ月単位で実施工程表を作成しているが、1カ月毎の現場閉所率について、所定の現場閉所率(4週8休以上であれば28.5%以上など)を満たさないといけないのか。

A32:

対象期間全体で、所定の現場閉所率を満たせばよいものとします。(港湾工事を除く。)

以上